⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる２種の要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
・平面積40㎡以上のケーソン基礎の施工
・直径1,200㎜以上の場所打ち杭基礎の施工

⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を平成22年12月21日（火）までに本工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成23年３月22日（火）を予定している。
①　主任技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　平成12年度以降に専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる２種の要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
・ケーソン基礎の施工
・市街地（ＤＩＤ相当）における基礎工事の施工
ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　監理技術者については、以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。
ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
イ　以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。
１）１級土木施工管理技士
２）技術士（建設部門）
３）１）、２）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
ウ　平成12年度以降に専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる２種の要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
・ケーソン基礎の施工
・市街地（ＤＩＤ相当）における基礎工事の施工

⑸　１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。
①　本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　本工事に対する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

３　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の二段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。
１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける入札参加者を選定する。２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、入札参加者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける入札参加者の選定
①　総合評価の方法　２次審査を受ける入札参加者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が入札説明書に示す技術提案評価項目（以下「技術提案評価項目」という。）ごとの最低限の要求要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が技術提案評価項目ごとの最低限の要求要件を満足しない場合は２次審査を受ける入札参加者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。
②　選定方式
ア　３⑵により技術提案者から提出された技術提案書及び工事費内訳書の総額から「４⑴①総合評価の方法」によって得られた１次評価値の高い順に上位３者について２次審査を受ける入札参加者とする。なお、選定された入札参加者が辞退した場合、若しくは入札参加者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）について２次審査を受ける入札参加者として追加選定する場合がある。ただし、追加選定は入札説明書に示す期日までとする。
イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者について２次審査を受ける入札参加者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける入札参加者を決定する。
③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。
ア　施工に対する配慮
イ　周辺環境に対する配慮

⑵　落札者の選定
①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が入札説明書に示す技術提案評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。
②　選定方式
ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、最終技術提案書及び入札価格から「４⑵①総合評価の方法」によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって、入札した他の者のうち２次評価値が最も高い者を落札者とする。
イ　アにおいて、２次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。
③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は４⑴③ア、イと同じとする。